東金市マスコットキャラクターデザイン等使用取扱要領

平成２６年　２月１９日制定
平成２６年１２月１８日改正
平成３０年　２月２８日改正
令和　４年　３月２５日改正
令和　８年　４月１６日改正

（趣旨）

第１条　この要領は、東金市マスコットキャラクター「とっちー」（以下「キャラクター」という。）のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　デザイン等　キャラクターのイラスト、立体物又はこれらに準ずるものをいう。

⑵　デザインマニュアル　デザイン等の利用方法等について市が定めたものをいう。

⑶　物品　デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるものをいう。

（使用料）

第３条　デザイン等の使用料は、無料とする。

（使用の申請）

第４条　デザイン等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、「とっちー」デザイン等使用申請書（別記第１号様式）に記入の上、必要書類を添えて市長に申請し、承認を得なければならない。

⑴　市又は市役所内に事務局を置く団体が使用するとき。

⑵　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校若しくは児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条に規定する児童福祉施設又はこれらの関係団体が使用するとき。

⑶　報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

⑷　個人が収益、不特定多数への頒布又は公表を目的とせず、自分自身や家族など、限られた範囲で使用するとき。

⑸　その他市長が特に必要と認めるとき。

（使用の承認）

第５条　市長は、前条第１項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認するものとする。

⑴　市の信用若しくは品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあ

るとき。

⑵　法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

⑶　特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

⑷　暴力団、暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが使用しようとするとき。

⑸　キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。

⑹　デザイン等をデザインマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。

⑺　その他市長が不適当と認めるとき。

２　市長は、前項の規定により、デザイン等の使用を承認したときは、「とっちー」デザイン等使用承認通知書（別記第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

４　市長は、使用の承認をしないときは、「とっちー」デザイン等使用不承認通知書（別記第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第６条　デザイン等の使用期間は、デザイン等の使用を開始する日から翌年度の末日までの間で定めるものとする。

（使用上の遵守事項）

第７条　使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　使用の承認を受けた内容により使用すること。

⑵　使用の承認により生じる権利及び義務は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

⑶　デザインマニュアルに従って使用すること。

⑷　キャラクターを類似使用し、商標法（昭和３４年法律第１２７号）による商標登録又は意匠法（昭和３４年法律第１２５号）による意匠登録を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこと。

⑸　原則として、物品には、「東金市マスコットキャラクター　とっちー」と表記し、第５条第２項に規定する使用承認通知書に記載の使用承認番号を付すること。

⑹　完成した物品の見本については、速やかに市長に提出すること。ただし、完成した物品の見本の提出が困難なものについては、その写真をもって代えることができる。

（使用の承認の取消し）

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消すことができる。

⑴　この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

⑵　偽りその他不正な手段により、使用の承認を受けたと認められるとき。

⑶　その他市長が不適当と認めるとき。

２　市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、「とっちー」デザイン等

使用承認取消通知書（別記第４号様式）により、使用者に通知するものとする。

３　第１項の規定により使用の承認を取り消された者（以下「承認を取り消された者」という。）は、当該承認を受けて作成した物品をいかなる場合であっても使用してはならない。

４　市長は、承認を取り消された者に対し、物品の回収を求めることができる。

５　前項に規定する物品の回収に係る費用等については、承認を取り消された者の負担とする。

６　承認を取り消された者に生じた損害については、市は、一切の責任を負わないものとする。

（損害賠償等）

第９条　使用者は、デザイン等の使用に起因する問題により、故意又は過失を問わず市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

２　使用者が、デザイン等の使用により第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償、損失の補償等を求められた場合においても、市は、一切の責任を負わないものとする。

（補則）

第１０条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成２６年１２月１８日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年２月２８日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年４月１６日から施行する。